

## 和洋女子大学産官学連携ポリシー

和洋女子大学（以下、「本学」という。）は、人を支える「心」と「技術」を持って行動する女性の育成を使命とし、「社会に開かれた大学」を目指して、本学に蓄積された知的財産を産官学交流・地域社会との連携を通じて社会に還元することにより知の普及に積極的に努める。この目標を実現するため、本学における基本的な考え方を和洋女子大学産官学連携ポリシー（以下、「ポリシー」という。）として定める。

### 1. 基本的な考え方

- ・ 教育・研究及び社会貢献という本学の果たすべき役割を鑑み、産官学連携を推進する。
- ・ 地域における「学」の拠点として、「産」及び「官」の使命と役割を尊重しつつ連携を図る。
- ・ 産官学連携のルールや活動について情報公開に努め、透明性を高めるとともに説明責任を果たす。

### 2. 共同研究、受託研究等の推進

- ・ 企業や自治体等の研究ニーズに基づいた共同研究・受託研究の推進、更には国際的な共同研究においても、企業等との協働に取り組む。また、独創的研究や技術シーズの創出を図るとともに研究成果の普及・活用の促進を図り、地域及び社会の活性化に貢献する。
- ・ 各種の研究会・研修会、展示会及び各種メディア等を活用し、研究・教育成果の積極的な情報発信に取り組む。

### 3. 知的財産の「創出・保護・活用」の推進

- ・ 本学の教職員による教育・研究の成果、あるいは本学教職員と企業等との共同研究により得られた成果については、積極的に、知的財産としてその権利化を図る。
- ・ 研究により生み出された知的財産を保護・活用することにより、新たな研究の源泉とする「創出・保護・活用」の知的創造サイクルの円滑な循環を目指す。なお、知的財産に関わる事項については、和洋女子大学知的財産ポリシーとして定める。

### 4. 本ポリシーの事務

本ポリシーに関する事務は、研究支援課が行う。

### 5. 本ポリシーの改廃

本ポリシーの改廃は、和洋学園諸規程の管理規程に従うものとする。

附則

本ポリシーは、平成28年7月1日から制定施行する。

附則

本ポリシーは、平成30年4月1日から改正施行する。

附則

本ポリシーは、2020年2月20日から改正施行する。